

手当・生活資金・年金

児童扶養手当

18歳になって最初の3月31日までの（一定の障害がある場合は20歳未満の）児童を養育しているひとり親家庭などの保護者に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。窓口での申請者本人による申請が必要です。申請に必要なものや支給の対象となるかどうかなど、詳しくはお問い合わせください（P.21）。

▶対象

つぎのいずれかの状態にある児童を養育している父または母、あるいは父母以外で児童を養育する方（以下「受給資格者」という。）で所得額が一定額未満の方に支給します。

- (1) 離婚、未婚、死亡により父または母がいない児童
- (2) 父または母に重度の障害がある児童
- (3) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (4) 父または母が配偶者からの暴力により裁判所から保護命令を受けた児童
- (5) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

▶資格対象外

つぎのいずれかに該当するときは、資格がありません。

- (1) 児童が保護者（申請者）の配偶者と同居または生計を同じくしているとき（父または母の障害による受給の場合を除く）
- (2) 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき
- (3) 児童または受給資格者が公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金など）を受けられるとき
※公的年金給付などの額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の児童扶養手当が受給できます。詳しくはお問い合わせください。
- (4) 児童が父または母の受ける公的年金の加算対象となり、その加算額が児童扶養手当受給見込額より高いとき
- (5) 児童が児童福祉施設などの施設に入所しているとき
- (6) 児童が里親に委託されているとき
- (7) 児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき

▶手当額

児童数	全部支給	一部支給(10円刻み)
児童1人目	43,070円	10,160円～43,060円
児童2人目	10,170円	5,090円～10,160円
児童3人目以降	6,100円	3,050円～6,090円

※手当額は物価変動に基づいて毎年4月に見直しがあります。

※受給者および扶養義務者（同居する親族）の所得額により、全部支給もしくは一部支給または全部停止となります。

※受給者が父または母の場合、手当の資格発生月の初日から5年、または支給要件に該当した月の初日から7年が経過したときから手当額の1/2の額が減額となりますが、児童扶養手当減額除外届出書に必要書類を添付して提出すれば、手当の一部減額は適用されません。なお、対象となる方には個別に通知します。

▶ 所得制限

扶養人数	申請者本人			
	全部支給		一部支給	
	給与収入（目安）	所得金額	給与収入（目安）	所得金額
0人	1,220,000円	570,000円	3,114,200円	2,000,000円
1人	1,600,000円	950,000円	3,650,000円	2,380,000円
2人	2,157,000円	1,330,000円	4,125,000円	2,760,000円
3人	2,700,000円	1,710,000円	4,600,000円	3,140,000円
扶養親族1人増すごと	—	380,000円を加算	—	380,000円を加算

※給与収入はあくまで目安です。認定の際には所得金額で判定となります。

※同居親族の方がいる場合は、お問い合わせください。

▶ 支給月

1月（前年11～12月分）、3月（1～2月分）、5月（3～4月分）、7月（5～6月分）、9月（7～8月分）、11月（9～10月分）の年6回支給

児童育成手当

● 育成手当

18歳になって最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭などの保護者で所得が一定額未満の方に支給される東京都独自の手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。支給の対象となるかどうかなど、詳しくはお問い合わせください（P.21）。

▶ 対象

つぎのいずれかの状態にある児童を養育している方に支給します。

- (1) 離婚、未婚、死亡により父または母がいない児童
- (2) 父または母に重度の障害がある児童
- (3) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (4) 父または母が配偶者からの暴力により裁判所から保護命令を受けた児童
- (5) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

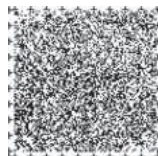
▶ 資格対象外

つぎのいずれかに該当するときは、資格がありません。

- (1) 児童が保護者（申請者）の配偶者と同居または生計を同じくしているとき（配偶者には事実上の配偶者も含む）
- (2) 児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- (3) 児童が里親に委託されているとき

▶ 手当額

児童1人について月額13,500円



● 障害手当

心身に一定程度の障害のある20歳未満の児童を養育している保護者で、所得が一定額未満の方に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給します。支給の対象となるかどうかなど、詳しくはお問い合わせください（P.21）。

▶ 対象

- (1) 愛の手帳 1～3 度程度（精神障害は非該当）
 - (2) 身体障害者手帳 1、2 級程度
 - (3) 脳性マヒ、進行性筋萎縮症
- ※児童が施設に入所しているときは支給できません。
※区の心身障害者福祉手当との併給はできません。

▶ 手当額

児童 1 人について月額 15,500 円

▶ 所得制限(育成手当・障害手当共通)

扶養親族などの数	所得制限額	給与収入額（目安）
0 人	3,684,000 円	5,280,000 円
1 人	4,064,000 円	5,755,000 円
2 人	4,444,000 円	6,230,000 円
3 人	4,824,000 円	6,693,700 円
扶養親族 1 人増すごと	380,000 円を加算	—

※給与収入はあくまで目安です。認定の際には所得金額で判定となります。

▶ 支給月

6 月（2～5 月分）、10 月（6～9 月分）、2 月（10～1 月分）の年 3 回支給

その他の児童の手当

支給の対象となるかどうかなど、詳しくはお問い合わせください（P.21）。

● 特別児童扶養手当

20 歳未満で中程度以上の障害のある児童を養育している保護者で、所得が一定額未満の方に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給します。

※児童が障害を事由とする公的年金を受けているとき、または施設に入所しているときは、原則として支給できません。

▶ 手当額

特児 1 級児童 1 人に、月額 52,400 円

特児 2 級児童 1 人に、月額 34,900 円

※手当額は物価変動に基づいて毎年 4 月に見直しがあります。

● 児童手当

中学校3年生までの児童（15歳になった最初の3月31日まで）を養育している保護者の方に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。

※公務員の方は、勤務先に申請してください。

▶ 手当額

			手当額
所得制限内	3歳未満（一律）		月額 15,000円
	3歳～小学校6年生	第1子・第2子	月額 10,000円
		第3子以降	月額 15,000円
	中学生（一律）		月額 10,000円
所得制限額以上（特例給付） （目安）扶養親族3人の場合：年収960万円以上			月額 5,000円
所得上限額以上（資格喪失） （目安）扶養親族3人の場合：年収1,200万円以上			支給されません

※所得制限額以上の場合、中学生以下の児童1人につき一律月額5,000円を支給します。

※所得上限額以上の場合、児童手当は支給されません。

※「第3子以降」とは、18歳になった最初の3月31日までの養育している児童のうち、年齢順に上から3番目以降をいいます。

児童扶養手当・児童育成手当・特別児童扶養手当・児童手当について

● お問い合わせ

子育て支援課 児童手当係（練馬区役所本庁舎10階） ☎ 5984-5824

窓口

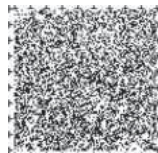
● 申請受付窓口

子育て支援課 児童手当係

光が丘総合福祉事務所 福祉事務係 ☎ 5997-7060

石神井総合福祉事務所 福祉事務係 ☎ 5393-2817

大泉総合福祉事務所 福祉事務係 ☎ 5905-5274



福祉資金

● 練馬区 女性福祉資金

女性が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。原則として連帯保証人を立てていただき、無利子での貸付けとなります。

※**事前の相談が必要**です。

▶ 対象

配偶者がいない、または長期にわたり配偶者の扶養を受けられない女性であって、都内に6か月以上居住し、現に練馬区内に居住している方のうち、つぎのいずれかに該当する方。

※下記の東京都母子及び父子福祉資金の貸付を受けている方、受けられる方は、貸付の対象となりません。

- (1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方
- (2) 25歳以上の単身者で、前年の所得が3,580,000円以下の方

▶ 連帯保証人の要件

- (1) 独立の生計を営んでいる
- (2) 女性福祉資金について他の者の連帯保証人になっていない
- (3) 連帯保証人に直接（面接または電話で）保証の意思確認がとれる

▶ 資金の種類

練馬区女性福祉資金貸付金一覧表（P.23）を参照

● 東京都 母子及び父子福祉資金

ひとり親家庭の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。原則として連帯保証人を立てていただき、無利子での貸付けとなります。

※**事前の相談が必要**です。

▶ 対象

都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母または父子家庭の父などで、20歳未満の子どもを扶養している方

▶ 連帯保証人の要件

- (1) 一定の職業を持ち、または独立の生計を営んでいる
- (2) 東京都母子及び父子福祉資金について他の者の連帯保証人になっていない
- (3) 連帯保証人に直接（面接または電話で）保証の意思確認がとれる

▶ 資金の種類

東京都母子及び父子福祉資金貸付金一覧表（P.24）を参照

窓口 担当の総合福祉事務所 相談係（P.8～9）

▶ **練馬区** 女性福祉資金貸付金一覧

令和4年4月1日現在

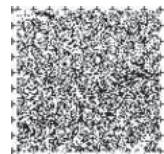
	対象	内容		限度額	償還期間	利子
事業開始資金	女性	事業を開始するのに必要な設備費・機械などの購入資金		3,030,000円	7年以内	保証人を立てて原則無利子注1
事業継続資金		事業を継続するのに必要な設備費・機械などの購入資金		1,520,000円	7年以内	
技能習得資金	女性・女性が扶養している子	一般技能	習得期間中(5年以内) 月額68,000円	女性が就労に際し必要とされる場合、または女性が扶養している子が高校3年在学中に就職を希望している場合 460,000円	20年以内	(保証人必要)注2 無利子
		自動車運転免許				
就職支度資金	女性・女性が扶養している子	就職に際し必要な資金		100,000円 通勤用自動車を購入の場合330,000円	6年以内	(保証人必要)注2
医療介護資金		医療を受けるのに必要な資金または女性が介護保険による介護サービスを受けるために必要な資金		医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	5年以内	
生活資金	女性	1 知識技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金 2 医療または介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金 3 失業している期間中(ただし、離職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するのに必要な資金		1の技能習得期間中 月額141,000円 2・3の期間中 月額105,000円	20年以内 5年以内	保証人を立てて原則無利子注1
住宅資金		自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築・補修または保全に必要な資金		1,500,000円	6年以内	
転宅資金		住居を移転するために必要な資金		260,000円	3年以内	
結婚資金	女性・女性が扶養している子	結婚に際し必要な資金		300,000円	5年以内	(保証人必要)注2 無利子
修学資金		高校(中等教育学校後期課程)・短大・大学・大学院・高専または専修学校において修学するのに必要な資金		学校種別・学年により異なる	20年以内	
就学支度資金	女性・女性が扶養している子	入学または入所するために必要な資金		学校種別により異なる	20年以内	注2

注1 一定の条件を満たす場合は、保証人を立てずに借り受けできますが、年1%の利子がかかります。

注2 女性が貸付対象の場合は注1と同じ取扱いです。

※医療介護資金および結婚資金に限り、保証人を立てることが困難と認められるとき、子が借受人となり、子を扶養している女性が保証人となることのできる場合があります。

生活資金・
手当・年金



▶ (東京都) 母子及び父子福祉資金貸付金一覧

令和4年4月1日現在

生活資金
手当・年金

	対象	内容	限度額	償還期間	利子
事業開始資金	母・父	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械などの購入資金	3,140,000円 母子または父子共同事業の場合 4,710,000円	7年以内	原則無利子 注1
事業継続資金		現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料などを購入する資金	1,570,000円	7年以内	
技能習得資金		事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中(5年以内) 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内	
修業資金	児童・子	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中(5年以内) 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童または子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内	無利子
就職支度資金	母・父 または 児童	就職するために直接必要な被服、履物などを購入する資金	100,000円 通勤用自動車を購入の場合 330,000円	6年以内	無利子 注2
医療介護資金		医療または介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	5年以内	
生活資金	母・父	1 技能習得期間中または医療または介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金	1の技能習得期間中 月額141,000円	20年以内	保証人を立てて原則無利子 注1
住宅資金		2 母子または父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 (貸付期間3か月以内)	1の医療介護期間中、2・3の期間中 月額105,000円 (生計中心者でない場合70,000円)	5年以内 (2は8年以内)	
		3 失業している期間中(ただし、離職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するために必要な資金	2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用(12月相当) 1,260,000円	8年以内	
住宅資金		自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築・補修または保全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽などによる増改築および住宅建設・購入の場合 2,000,000円	6年以内 7年以内	
転宅資金		転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	3年以内	
結婚資金		婚姻に際し必要な資金	300,000円	5年以内	
修学資金	児童・子	高校、短大、大学、大学院、高専または専修学校において修学するのに必要な資金	学校種別・学年により異なる	20年以内【専修学校(一般)は5年以内】	無利子
就学支度資金		小・中学校、高校、短大、大学、大学院、高専または専修学校に入学するために必要な資金。知識技能を習得させる施設であって、厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	学校種別により異なる	20年以内【専修学校(一般)、知識技能習得施設は5年以内】	

注1 一定の条件を満たす場合は保証人を立てずに借り受けてできますが、年1%の利子がかかります。

注2 母または父が貸付対象の場合は注1と同じ取扱いです。

※この表において「児童」とは配偶者のない女子または男子が扶養する20歳未満の子などをいい、「子」とは配偶者のない女子または男子が扶養する20歳以上の子などをいいます。

社協 生活福祉資金

低所得世帯・障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う制度です。

※貸付には、収入基準・条件がありますので、詳しくはご相談ください。

※資金の交付は、資金の種類によって1~3か月程度の時間が必要になります。また、資金の種類により、貸付から償還完了まで民生委員の相談援助を受けていただきます。

生活
資金
・
年金
・
手当

● 福祉資金

葬祭時、住居の移転、障害者用自動車の購入に必要な経費など。

● 教育支援資金

学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校へ「修学するのに必要な費用（教育支援費）」と、「入学に際し必要な費用（就学支度費）」など。

● 緊急小口資金

緊急かつ一時的な出費により生計の維持が困難となった世帯に対し貸付を行う制度です。

(1) 医療費などを支払ったために臨時の生活費が必要なとき

(2) 火災などの被災によって生活費が必要なとき

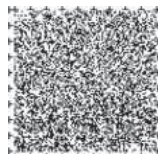
(3) 公的給付の支給開始までに生活費が必要なとき

● 総合支援資金

失業などにより、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、相談支援（就労支援・家計指導など）と生活費および一時的な資金の貸付を行う制度です。

窓口

練馬区社会福祉協議会 経営管理課 生活福祉係
豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階 ☎ 3991-5560



生活保護

生活に困窮する全ての国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とした国の制度です。世帯ごとに厚生労働大臣が定めた基準で最低生活費を算定し、世帯の収入がその最低生活費を下回る場合に、その不足分を支給するものです。生活保護には、生活・住宅・教育・介護・医療など8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が適用されます。

病気や失業のために収入が途絶えてしまった方や、働いても収入が少なく生活に困っている方は、生活保護の申請ができます。詳しくは、窓口までご相談ください。

窓口 担当の総合福祉事務所 相談係 (P. 8~9)

遺族年金

遺族基礎年金

国民年金に加入されている方などが亡くなったとき、子のある配偶者や子が請求できます。

▶ **受給要件** つぎのいずれかに該当したとき、子のある配偶者や子に支給

(1) 国民年金の被保険者である間に死亡しており、死亡日の前日において以下の納付要件のいずれかが満たされている方

- ① 死亡月の前々月までの加入期間のうち、2/3 以上の月で納付または免除などがされている
- ② 死亡月の前々月までの直近 1 年間に未納がない

(2) 保険料納付済期間、免除期間などをあわせて 25 年以上ある方

▶ **遺族の範囲** 死亡した方によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子自身

※対象となる子は「18 歳到達年度の末日を迎えていない子」または「障害がある 20 歳未満の子」です。

※配偶者に優先権があります（配偶者が受給している間、子は支給停止）。

※遺族基礎年金に該当しないときも、死亡一時金、寡婦年金などが受けられる場合があります。

▶ **年金額(令和4年4月現在の支給額)**

子の数	基本額	子のある配偶者が受けられる場合		子自身が受けられる場合	
		子の加算	合計	子の加算	合計
1 人	777,800 円	223,800 円	1,001,600 円	0 円	777,800 円
2 人		447,600 円 (223,800 円×2 人)	1,225,400 円	223,800 円	1,001,600 円

※3人目以降の「子の加算」は、1人につき74,600円。

※子自身が受けられる場合の合計額は、子全員での合計の額。

※国民年金・厚生年金両方の加入期間がある方は、練馬年金事務所へお問い合わせください。

窓口 国保年金課 国民年金係 ☎ 5984-4561（予約優先）
練馬年金事務所 石神井町 4-27-37 ☎ 3904-5491（予約優先）

●遺族厚生年金

厚生年金に加入されている方などが亡くなり、子のある配偶者や子が遺族基礎年金を受けられるときに、あわせて遺族厚生年金の請求ができます。なお、子のない配偶者などには遺族厚生年金の請求ができます。

- ▶ **受給要件** つぎのいずれかに該当したとき、その遺族に支給
 - (1) 厚生年金の被保険者である間に死亡したとき
 - (2) 厚生年金の被保険者期間中に初診がある傷病で、初診日から5年以内に死亡したとき
 - (3) 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
 - (4) 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき
- ▶ **遺族の範囲** 死亡した方によって生計を維持されていた配偶者、または子など
- ▶ **年金額** 死亡した方の平均標準報酬月額や被保険者期間などにより異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

窓口

練馬年金事務所 石神井町 4-27-37 ☎ 3904-5491 (予約優先)

生活
資金
手
当
年
金

